

「埼玉県マスコット「コバトン」」

令和7年版

計量業務実績概要

（令和6年度事業）

埼玉県計量検定所

はじめに

今から150年前の1875年、当時17か国の間でメートル条約が締結され、国際的な計測の基盤を整え、共通の単位を世界で共有するための第一歩が築かれました。

同じく1875年、我が国では、長さ、体積、質量について基準を定め、それまで地域ごとにバラバラだった単位の基準を統一するため、度量衡法規である度量衡取締条例が公布されました。この150年間、計量・計測は、私たちの社会の発展を支えてきました。

計量に関する制度は、経済、産業、文化、消費生活及び教育等、社会における基本的な制度の一つであり、国民生活の利便と安全の確保を通じ、経済の発展及び文化の向上に資するものです。

計量制度の柱となるのが計量法であり、埼玉県計量検定所では、法に基づき正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため、様々な活動を行っています。

本書は、令和6年度に検定所が行った業務の実績をまとめたものです。業務内容を御理解いただくとともに、参考資料として御利用いただければ幸いです。

令和7年9月

埼玉県計量検定所長

深野 成昭

目 次

第1 あらまし

1 所掌事務	1
2 沿革	1
3 所在地・敷地・建物	2
4 担当別職員構成	3
5 組織と事務分掌	3
6 歳入・歳出	4
(1) 歳入実績	4
(2) 歳出実績	5

第2 業 務

1 検定、装置検査及び基準器検査	6
(1) 検定個数及び手数料	6
(2) 基準器検査実績	7
(3) 器種別検定等実績	7
(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移	8
2 定期検査	9
(1) 定期検査概況	9
(2) 定期検査総括表	10
(3) 定期検査集計表	11
ア 県による検査	11
(ア) 集合検査	11
(イ) 巡回検査	12
(ウ) 巡回検査 電気式その他	13
イ 指定定期検査機関による検査	15
(ア) 電気式はかり	15
(イ) 中型はかり	16
(ウ) 大型はかり	17
(4) 定期検査の年度別推移	18
3 計量証明検査	19
(1) 検査総括表	19
(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)	20
(3) 検査年度別推移	21
4 計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査	22
(1) 代検査総括表	22
(2) 代検査集計表	23
ア 定期検査に代わる計量士による検査	23
イ 計量証明検査に代わる計量士による検査	24
(3) 適正計量管理事業所の検査集計表	24

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移	25
5 立入検査	26
(1) 商品量目立入検査(食品小売店舗)	26
(2) 質量計の立入検査	27
(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査	27
(4) ガスメーター書類帳簿検査	27
(5) 登録事業者等の立入検査	28
6 登録及び届出	28
(1) 計量士の登録	28
(2) 計量関係事業者の登録及び届出	29
(3) 質量標準管理マニュアルの届出	29
7 適正計量管理事業所の指定等	30
8 計量相談等	30
9 計量思想の普及・啓発事業	30
(1) イベント等の開催	30
(2) 計量強調月間	30
10 会議・講習会等	31
(1) 定期検査に係る事前調査説明会	31
(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会	31
(3) 主任計量者試験	31

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況	32
(1) 基準器	32
(2) 主な検定検査用具等	33
2 製造・修理事業届出状況	34
3 特定市等の状況	35
(1) 計量事務の権限移譲状況	35
(2) 特定市の定期検査の実施対象地域	35
4 計量団体	36

第1 あらまし

1 所掌事務

埼玉県計量検定所は、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日埼玉県条例第48号）により設置され、埼玉県行政組織規則に基づき、次の事務を所掌している。

- (1) 特定計量器の検定及び装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (2) 特定計量器の定期検査及び計量証明検査に関すること。
- (3) 正確な特定計量器等の供給の確保に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) 前各号のほか、適正な計量の実施の確保に関すること。

2 沿革

- | | |
|-------|--|
| 明治8年 | 度量衡取締条例の制定（8月5日）に伴い、業務を開始した。 |
| 明治24年 | 度量衡法（明治24年3月23日法律第3号公布・明治26年1月1日施行）の制定に伴い、埼玉県度量衡検定所を設置した。 |
| 昭和18年 | 浦和市常盤8-1-2に独立庁舎を建設、昭和19年10月に移転した。 |
| 昭和27年 | 計量法（昭和26年法律第207号公布・昭和27年3月1日施行）の制定に伴い、名称を埼玉県計量検定所と改めた（3月1日）。 |
| 昭和31年 | 埼玉県訓令第22号により、地方行政機関となった。 |
| 昭和32年 | 庶務係及び計量係を新設（12月1日）。 |
| 昭和35年 | 行政組織規則の改正に伴い、係制を課制に改めた。 |
| 昭和38年 | 庶務課、計量第一課、計量第二課の3課制となった。 |
| 昭和41年 | 浦和市沼影256-1に新庁舎を建設し、移転（4月11日）。同時に計量第三課を設け、4課制（5月1日）となった。 |
| 昭和43年 | 次長制を新設。 |
| 昭和44年 | 計量第四課を設け、5課制となった。 |
| 昭和50年 | 行政組織規則の改正（5月1日）に伴い、課名を庶務課、指導課、検査課、検定第一課及び検定第二課と改めた。 |
| 昭和51年 | 行政組織規則の改正（9月1日）に伴い、工業振興課に計量規格係が新設され、計量士の登録、計量器使用事業場の指定、計量特定市の推進及び計量思想の普及の事務を移管した。 |
| 昭和55年 | 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、工業振興課の計量規格係が廃止され、計量士の登録計量器使用事業場の指定及び計量思想の普及の事務を移管された。 |
| 昭和59年 | 大宮市櫛引町2-254-1に新庁舎を建設し、移転（12月25日） |
| 昭和62年 | 主任計量検定員（係長級）を新設した。 |
| 平成5年 | 計量法全部改正（平成4年5月20日法律第51号公布・平成5年11月1日施行）に伴い、埼玉県計量検定所設置条例（平成5年11月1日・埼玉県条例第48号）が制定された。 |
| 平成12年 | 地方分権一括法の施行に伴い、埼玉県計量法関係手数料条例（平成12年3月24日・埼玉県条例第31号）が制定された。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、課制を担当制に改めた。 |
| 平成14年 | 社団法人埼玉県計量協会を、新たに指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関に指定した（3月26日）。行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務担当、企画指導担当、検査検定担当の3担当制となった。 |

- 平成19年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、総務・企画指導担当、検査検定担当の2担当制となった。
- 平成22年 行政組織規則の改正（4月1日）に伴い、立入検査・登録指導担当、検査検定担当の2担当制となった。



計量検定所旧庁舎

（昭和41年～昭和59年）
浦和市沼影（現 さいたま市南区）に所在。

計量器製造メーカーの県内転入に伴う業務量の増加に対応するため、床面積が移転前の297㎡から1,738㎡と、大幅に拡充された。

3 所在地・敷地・建物

所在地	さいたま市北区櫛引町2丁目254番地1	敷地面積：	3,151.22	㎡
建物	〔本館〕鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造平屋建）		1,973.6	㎡
	〔別棟〕鉄骨造平屋建（タクシーメーター装置検査）		175.1	㎡
検査場	〔タクシーメーター装置検査場〕			
	所在地 熊谷市大字久保島682-1（籠原タクシー有限会社敷地内）			
	建物 40.0 ㎡（借り上げ）			

（昭和59年～現在）

東北新幹線の建設に伴い、旧庁舎の敷地が鉄道用地となったため、現在地に移転した。

「コバトン」は平成17年1月から、県内各地で活躍している。



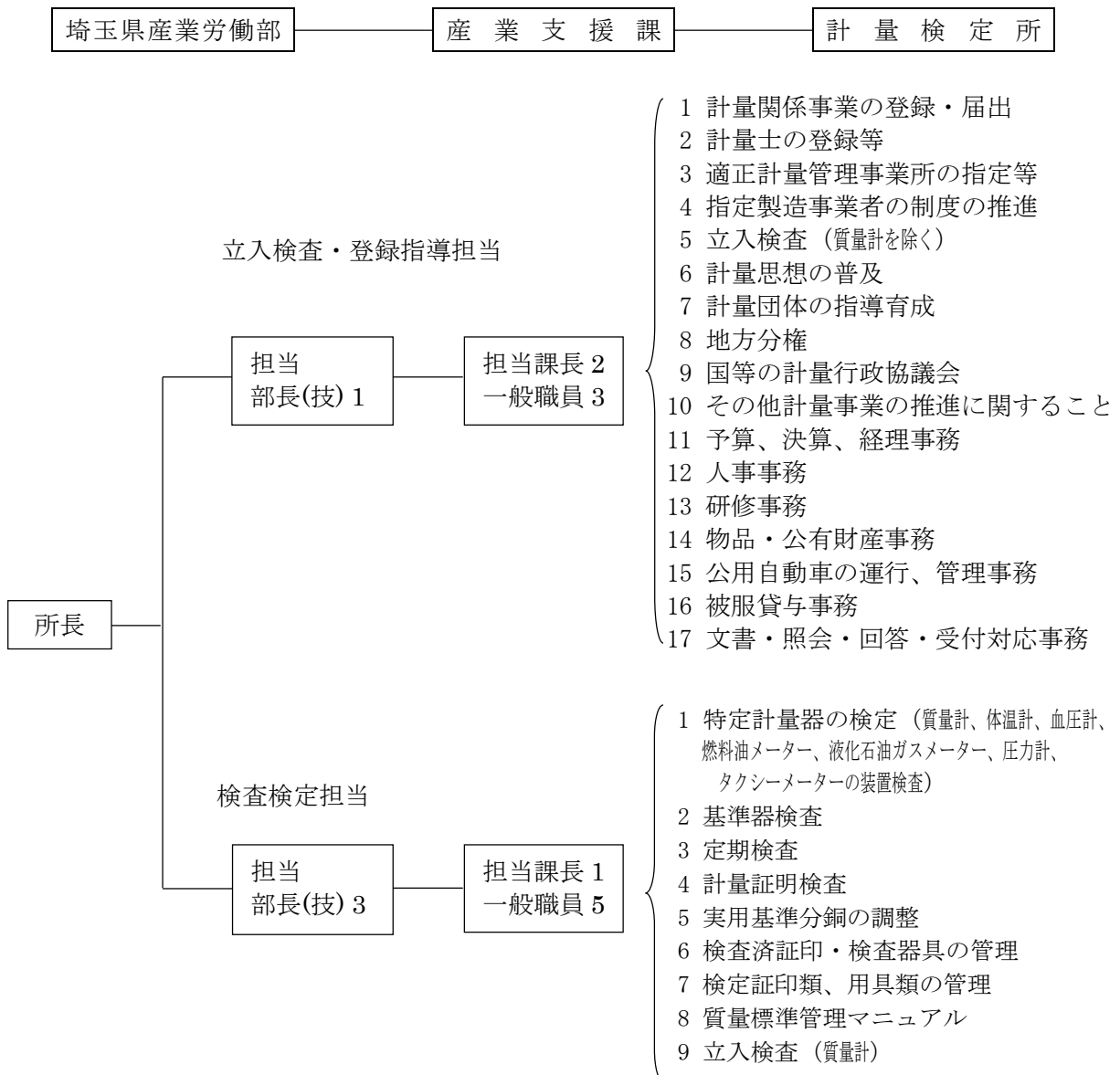
計量検定所現庁舎と埼玉県マスコット「コバトン」

4 担当別職員構成

(令和7年4月1日現在)

			立入検査・登録指導担当		検査検定担当		計		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
所 長	1						1		1
担当部長				1		3		4	4
担当課長			1	1		1	1	2	3
主 任			1	1		2	1	3	4
主 事									
技 師				1		2		3	3
主任専門員						1		1	1
計	1		2	4		9	3	13	
合 計		1		6		9		16	16

5 組織と事務分掌



6 歳入・歳出

(1) 歳入実績

(単位：円)

手数料		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録等 手数料	証明事業登録手数料		108,200	486,900	162,300	162,300	216,400
	証明事業登録証の訂正・再交付		25,900	16,650	18,500	14,800	7,400
	証明事業の登録簿謄本の交付		37,800	32,760	31,920	30,240	42,840
	証明事業の登録簿の閲覧		0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所指定手数料		0	0	0	0	0
	適正計量管理事業所検査手数料		0	0	0	0	0
	指定製造事業の指定検査手数料		0	0	0	0	0
	小計 ①		171,900	536,310	212,720	207,340	266,640
定期 検査	集合検査手数料		1,603,240	1,509,650	1,487,070	1,364,780	1,299,690
	巡回検査手数料		1,173,100	1,316,700	1,357,100	222,800	359,350
	小計 ②		2,776,340	2,826,350	2,844,170	1,587,580	1,659,040
証明検査手数料 ③			0	0	0	0	0
検定手数料 ④			8,433,260	7,599,870	6,387,010	6,114,700	4,532,710
装置検査手数料 ⑤			4,390,950	4,223,050	4,134,720	4,119,390	4,155,890
基準器検査手数料 ⑥			184,240	612,780	484,100	841,360	1,621,080
商工業手数料 (①～⑥計)			13,008,450	15,798,360	14,062,720	12,870,370	12,235,360
行政財産使用料			918,581	949,895	939,643	998,651	1,050,224
土地建物貸付収入			38,436	32,910	31,527	35,069	43,715
雑入			0	0	4,603	0	0
合計			16,913,707	16,781,165	15,038,493	13,904,090	13,329,299

(2) 歳出実績

(単位：円)

科目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務費	445,914	1,546,612	439,482	836	160,877
一般管理費	0	1,375,530	0	0	0
12 役務費	0	33,530	0	0	0
18 備品購入費	0	1,342,000	0	0	0
人事管理費	4,814	1,682	1,682	836	2,598
9 旅費	4,814	1,682	1,682	836	2,598
財産管理費	441,100	169,400	437,800	0	158,279
11 需用費	441,100	169,400	437,800	0	99,979
12 役務費	0	0	0	0	58,300
商工費	24,283,339	25,285,710	28,649,449	36,088,983	48,029,280
商工総務費	76,851	36,405	48,539	239	0
4 共済費	76,851	36,405	48,539	239	0
計量検定費	24,206,488	25,249,305	28,600,910	36,088,744	48,029,280
9 旅費	1,053,624	799,740	1,464,572	1,282,057	801,234
11 需用費	4,315,030	4,790,740	4,237,435	5,042,995	5,629,517
12 役務費	2,095,151	2,483,534	2,386,089	2,643,872	1,625,860
13 委託料	15,231,767	16,669,841	17,321,785	20,836,740	20,960,723
14 使用料及び賃借料	343,816	343,650	377,339	352,850	348,086
18 備品購入費	987,800	0	2,226,400	5,818,340	18,471,860
19 負担金補助及び交付金	87,000	137,000	494,790	94,390	82,500
27 公課費	92,300	24,800	92,500	17,500	109,500
合計	24,729,253	26,832,322	29,088,931	36,089,819	48,190,157

第2 業 務

1 検定、装置検査及び基準器検査

計量法は、取引・証明に使用される計量器又は一般生活に使用されるもので、適正な計量を確保することが、社会的に特に求められる計量器を「特定計量器」として政令で指定し、検定等を受け合格しなければ使用することができないこととしている。（計量法第16条）

この検定等の実施機関として、国、都道府県、日本電気計器検定所及び指定検定機関があり、検定に合格した特定計量器には、検定証印（下図参照）が付される。（計量法第70～72条）

装置検査はタクシーメーターについて行う検査で、検定と同様これに合格したものには装置検査証印（下図参照）が付される。（計量法第75条）

また、基準器は、特定計量器の検定、定期検査等に使用されるもので、基準器検査に合格したものには、基準器検査証印（下図参照）が付されるとともに、基準器検査成績書が交付される。（計量法第102～105条）

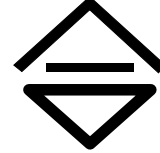
○ 検定証印



○ 装置検査証印



○ 基準器検査証印



（1）検定個数及び手数料

区 分 器 種		検 定 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	検 定 手 数 料 (円)	所内検定		所在場所検定	
						個 数	割合 (%)	個 数	割合 (%)
タクシーメーター		5,693	6	0.1	4,155,890	5,226	91.8	467	8.2
質 量 計	は か り	137	4	2.9	670,140	10	7.3	127	92.7
	分 銅 類	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
	小 計	137	4	2.9	670,140	10	7.3	127	92.7
ガラス製体温計		8,555	5,267	61.6	85,550	8,555	100.0	0	0.0
抵抗体温計		104	1	1.0	12,480	104	100.0	0	0.0
燃料油メーター		1,230	6	0.5	2,667,100	0	0.0	1,230	100.0
液化石油ガスメーター		37	1	2.7	244,200	0	0.0	37	100.0
圧 力 計	一般圧力計	542	0	0.0	54,200	0	0.0	542	100.0
	血 圧 計	4,994	2	0.0	799,040	628	12.6	4,366	87.4
	小 計	5,536	2	0.0	853,240	628	11.3	4,908	88.7
合 計		21,292	5,287	24.8	8,688,600	14,523	68.2	6,769	31.8

(2) 基準器検査実績

種 類	検査個数	不合格個数	不合格率 (%)	手数料(円)
タクシメーター装置検査用基準器	3	0	0.0	13,500
基準台手動はかり	1	0	0.0	0
一級基準分銅	412	3	0.7	1,373,300
二級基準分銅	66	0	0.0	105,500
三級基準分銅	29	0	0.0	18,380
液体メーター用基準タンク	9	0	0.0	110,400
基準面積板	0	0	0.0	0
合 計	520	3	0.6	1,621,080

(3) 器種別検定等実績

区 分 種 類 項 目			検 定 個 数	不 合 格	
				個 数	率 (%)
タクシーメーター	タクシーメーター		5,693	6	0.1
質量計	電気式はかり		133	4	3.0
	手動天びん		0	0	0.0
	等比皿手動はかり		0	0	0.0
	棒はかり		0	0	0.0
	その他の手動はかり		4	0	0.0
	指示はかり		0	0	0.0
	手動指示併用はかり		0	0	0.0
	その他の指示はかり		0	0	0.0
	分銅		0	0	0.0
	定量増おもり		0	0	0.0
	定量おもり		0	0	0.0
	小 計		137	4	2.9
	温度計	ガ ラ ス 製 体 温 計		8,555	5,267
抵 抗 体 温 計		104	1	1.0	
小 計		8,659	5,268	60.8	
体 積 計	燃 料 油 メーター	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー	877	4	0.5
		小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	295	1	0.3
		大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー	54	1	1.9
		定 置 燃 料 油 メ ー タ ー	4	0	0.0
		簡 易 燃 料 油 メ ー タ ー	0	0	0.0
		小 計	1,230	6	0.5
	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー		37	1	2.7
	水 道 メ ー タ ー		0	0	0.0
	小 計		1,267	7	0.6
アネロイド型 圧 力 計	血 圧 計 以 外 の ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計		542	0	0.0
	ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計		4,994	2	0.0
	小 計		5,536	2	0.0
合 計			21,292	5,287	24.8

(4) 検定等及び基準器検査の年度別推移

ア 検定等

年 度 区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検 定 手 数 料 (円)		11,822,920	10,521,730	10,234,090	8,688,600
検 定 個 数		20,518	17,801	26,937	21,292
器 種 別 内 訳	タ ク シ ー メ ー タ ー	5,785	5,664	5,643	5,693
	質 量 計	556	462	219	137
	ガ ラ ス 製 体 温 計	0	0	9,594	8,555
	抵 抗 体 温 計	2,822	3,669	1,072	104
	燃 料 油 メ ー タ ー	2,085	1,769	1,726	1,230
	液化石油ガスメーター	45	28	29	37
	アネロイド型圧力計	556	614	580	542
	アネロイド型血圧計	8,669	5,595	8,074	4,994

イ 基準器検査

年 度 区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検 査 手 数 料 (円)		612,780	484,100	968,360	1,621,080
検 査 個 数		374	276	457	520

2 定期検査

特定計量器のうち、取引・証明に使用される「はかり」は2年に1回、「皮革面積計」は1年に1回、都道府県等の定期検査が義務づけられている。（計量法第19条）令和6年度は、県内の行政区域をA地区、B地区とに2分割したA地区の16市14町1村において定期検査を実施した。

なお、電気式はかり及びひょう量が250kgを超える電気式以外のはかりは、（一社）埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施した。

また、さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市及び草加市については特定市であり、定期検査を市において実施している。

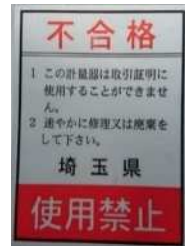
検査に合格したはかりには、合格シールを貼付し、不合格であったものについては、「検定証印等」を除去し、「不合格シール」を貼付すると共に、不合格通知書を交付して、不適正計量器の使用排除に努めた。

○「合格シール」



検査年を表示

○「不合格シール」



シール下欄の(23)は、実施年の末尾の数
添え数字12は、実施月を表す

(1) 定期検査概況

ア 県による検査

(ア) 集合検査

集合検査は、市役所・公民館など、あらかじめ指定した場所にはかりを持参してもらい行う検査で、検査車を使用して延べ64日間実施した。

(イ) 巡回検査

事業者の協力を得て行う検査。宅配便の取次のはかり等を宅配便の事業所等を集めてもらい、そこに職員が出張して行う検査で、実日数13日間実施した。

(ウ) 巡回検査 電気その他

集合検査会場で検査に時間を要するはかり及び、ひょう量が250kg以下の電気式はかりを対象として、指定定期検査機関と協議し、県が実施した検査で、実日数13日間実施した。

イ 指定定期検査機関による検査

(ア) 電気式はかりの検査

ひょう量150kg以下の電気式はかりを使用している一般商店（肉店、魚店など）など1,884事業所について実施した。

(イ) 中型はかりの検査

ひょう量150kgを超える電気式はかり及び250kgを超える機械式はかりを使用している532事業所について実施した。

(ウ) 大型はかりの検査

トラックスケールなどを使用している58事業所について実施した。
なお、検査は、検重車（クレーン、分銅を装備した大型車）を使用して行った。

(2) 定期検査総括表

ア 県による検査

区 分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率 (%)	手数料 (円)
集合検査	64	1,493	3,527	8	0.2	1,299,690
巡回検査	13	454	509	0	0.0	307,200
巡回検査電気その他	13	29	173	0	0.0	52,150
合 計	90	1,976	4,209	8	0.2	1,659,040

- (注) 1 集合検査の日数は、検査車を使用して実施した日数とする。
2 巡回検査の日数は、実日数とする。
3 分銅類は、検査個数に含む。

イ 指定定期検査機関による検査

区 分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率 (%)	手数料 (円)
電気式はかり	281.5	1,884	3,593	51	1.4	5,987,100
中型はかり	78.7	532	1,587	54	3.4	3,066,850
大型はかり	28.0	51	58	4	6.9	2,604,800
合 計	388.2	2,467	5,238	109	2.1	11,658,750

- (注) 分銅類は、検査個数に含む

(3) 定期検査集計表
ア 県による検査
ア) 集合検査

実施区域	検査日数	検査戸数	は か り																	銅 類								合 計			
			指示はかり		手動指示併用はかり		手動天びん		等 比 皿手動はかり		棒 は かり		そ の 他 の手動はかり		電 気 式 は か り		小 計			分 銅		定量増おもり		定量おもり		小 計					
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	同左率(%)	検査個数	不合格数	同左率(%)
秩父市	8	141	165	0	3	0	0	0	0	0	1	0	21	0	0	0	190	0	0.0	13	0	105	0	1	0	119	0	0.0	309	0	0.0
飯能市	5	105	132	0	2	0	0	0	0	0	1	0	24	0	1	0	160	0	0.0	10	0	114	0	0	0	124	0	0.0	284	0	0.0
東松山市	4	89	96	0	3	0	0	0	2	0	0	0	7	0	1	0	109	0	0.0	35	0	38	0	0	0	73	0	0.0	182	0	0.0
狭山市	4	100	101	0	2	0	0	0	1	0	2	0	23	0	1	0	130	0	0.0	18	0	129	0	2	0	149	0	0.0	279	0	0.0
蕨市	2	42	34	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	2	0	47	0	0.0	5	0	51	0	0	0	56	0	0.0	103	0	0.0
戸田市	2	74	93	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12	0	2	0	108	1	0.9	5	0	69	2	0	0	74	2	2.7	182	3	1.6
入間市	6	126	126	1	4	0	0	0	1	0	0	0	42	0	1	0	174	1	0.6	37	0	208	0	0	0	245	0	0.0	419	1	0.2
朝霞市	2	51	63	1	3	0	0	0	0	0	1	0	5	0	2	0	74	1	1.4	15	0	28	0	1	0	44	0	0.0	118	1	0.8
志木市	1	20	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	28	0	0.0	0	0	17	0	0	0	17	0	0.0	45	0	0.0
和光市	1	24	32	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	40	0	0.0	0	0	32	0	1	0	33	0	0.0	73	0	0.0
新座市	2	42	67	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	73	0	0.0	30	0	16	0	0	0	46	0	0.0	119	0	0.0
富士見市	2	53	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	72	1	1.4	0	0	28	0	0	0	28	0	0.0	100	1	1.0
坂戸市	3	80	88	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	98	0	0.0	10	0	42	0	0	0	52	0	0.0	150	0	0.0
鶴ヶ島市	1	43	56	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8	0	0	0	67	0	0.0	0	0	42	0	3	0	45	0	0.0	112	0	0.0
日高市	1	34	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	57	0	0.0	0	0	12	0	0	0	12	0	0.0	69	0	0.0
ふじみ野市	2	38	45	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	47	0	0.0	10	0	5	0	0	0	15	0	0.0	62	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0.0
市部計	46	1,062	1,244	3	22	0	0	0	7	0	9	0	182	1	10	0	1,474	4	0.3	188	0	936	2	8	0	1,132	2	0.2	2,606	6	0.2
三芳町	1	19	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	24	1	4.2	0	0	5	0	0	0	5	0	0.0	29	1	3.4
毛呂山町	1	40	48	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	56	0	0.0	8	0	34	0	0	0	42	0	0.0	98	0	0.0
越生町	2	72	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	102	0	0.0	0	0	21	0	0	0	21	0	0.0	123	0	0.0
滑川町	1	19	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	34	0	0.0	0	0	12	0	0	0	12	0	0.0	46	0	0.0
嵐山町	1	23	26	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	30	0	0.0	8	0	15	0	0	0	23	0	0.0	53	0	0.0
小川町	2	45	52	1	3	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	0	62	1	1.6	16	0	20	0	1	0	37	0	0.0	99	1	1.0
川島町	1	27	31	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	41	0	0.0	5	0	38	0	0	0	43	0	0.0	84	0	0.0
吉見町	1	21	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	38	0	0.0	0	0	16	0	0	0	16	0	0.0	54	0	0.0
鳩山町	1	24	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	28	0	0.0	0	0	5	0	0	0	5	0	0.0	33	0	0.0
ときがわ町	1	30	39	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	42	0	0.0	4	0	10	0	0	0	14	0	0.0	56	0	0.0
横瀬町	1	23	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	52	0	0.0
皆野町	1	22	27	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	0	34	0	0.0	0	0	24	0	1	0	25	0	0.0	59	0	0.0
長瀬町	1	19	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	27	0	0.0	0	0	23	0	0	0	23	0	0.0	50	0	0.0
小鹿野町	2	36	42	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	47	0	0.0	0	0	20	0	1	0	21	0	0.0	68	0	0.0
東秩父村	1	11	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	17	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0.0
町村部計	18	431	567	2	5	0	0	0	2	0	3	0	51	0	6	0	634	2	0.3	41	0	243	0	3	0	287	0	0.0	921	2	0.2
合 計	64	1,493	1,811	5	27	0	0	0	9	0	12	0	233	1	16	0	2,108	6	1	229	0	1,179	2	11	0	1,419	2	0	3,527	8	0

注 1 実施区域で「その他」とは、検査該当年以外の周期に受検した市又は町村の区域の受検者を表す。

(イ) 巡回検査

実施 区域	検査 戸数	は か り															銅 類									合 計			
		指示はかり		手動天びん		等 比 皿 手動はかり		棒 は かり		そ の 他 の 手動はかり		電 は か 式 は かり		小 計			分 銅		定量増おもり		定量おもり		小 計						
		検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	同左 率 (%)	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	検査 個数	不合格 数	同左 率 (%)	検査 個数	不合格 数	同左 率 (%)	
秩父市	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	8	0	0.0
飯能市	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	4	0	0.0
東松山市	12	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	14	0	0.0
狭山市	43	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	48	0	0.0
蕨市	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	16	0	0.0
戸田市	27	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	29	0	0.0
入間市	31	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	39	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	39	0	0.0
朝霞市	61	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	67	0	0.0
志木市	37	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	37	0	0.0
和光市	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	23	0	0.0
新座市	68	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	68	0	0.0
富士見市	32	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	36	0	0.0
坂戸市	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	12	0	0.0
鶴ヶ島市	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	9	0	0.0
日高市	10	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	11	0	0.0
ふじみ野市	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	28	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	28	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
市部計	417	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	449	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	449	0	0.0
三芳町	17	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	37	0	0.0
毛呂山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
滑川町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0.0
嵐山町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0.0
小川町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0.0
川島町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0.0
吉見町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0.0
鳩山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
ときがわ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
横瀬町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0.0
皆野町	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	6	0	0.0
長瀬町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0.0
小鹿野町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3	0	0.0
東秩父村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-
町村部計	37	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	60	0	0.0
合 計	454	507	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	509	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	509	0	0.0

(ウ) 巡回検査 電気式その他

実施区域	検査戸数	は か り															銅 類									合 計			
		指示はかり		手動天びん		等 比 皿 手動はかり		棒 はかり		そ の 他 の 手動はかり		電 は 気 か 式 り		小 計			分 銅		定量増おもり		定量おもり		小 計						
		検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)	
秩父市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
狭山市	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0.0	0	0	5	0	0	0	5	0	0.0	8	0	0.0	0
蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
入間市	19	9	0	0	0	0	0	0	0	22	0	2	0	33	0	0.0	0	0	120	0	0	0	120	0	0.0	153	0	0.0	0
朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和光市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
新座市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ島市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
日高市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市部計	25	11	0	0	0	0	0	0	0	23	0	8	0	42	0	0.0	0	0	125	0	0	0	125	0	0.0	167	0	0.0	0
三芳町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
毛呂山町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
越生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
嵐山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉見町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳩山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ときがわ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
皆野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長瀨町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小鹿野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東秩父村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村部計	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	29	11	0	0	0	0	0	0	0	23	0	14	0	48	0	0.0	0	0	125	0	0	0	125	0	0.0	173	0	0.0	0



機械式はかりの定期検査

上段：検査会場と移動検査車

中段：受付状況

下段：検査状況



イ 指定定期検査機関による検査
(ア) 電気式はかり

実施区域	電気式はかり				
	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	同左率 (%)
秩父市	12.5	103	162	0	0.0
飯能市	11.5	88	146	0	0.0
東松山市	15.0	108	194	1	0.5
狭山市	25.0	153	318	2	0.6
蕨市	8.0	60	104	0	0.0
戸田市	19.0	93	240	7	2.9
入間市	24.5	155	311	4	1.3
朝霞市	13.0	90	166	1	0.6
志木市	9.0	60	116	3	2.6
和光市	8.0	62	103	2	1.9
新座市	22.5	140	288	4	1.4
富士見市	13.0	102	164	2	1.2
ふじみ野市	13.0	97	168	5	3.0
坂戸市	14.5	116	185	3	1.6
鶴ヶ島市	9.5	67	122	1	0.8
日高市	12.0	62	154	5	3.2
その他の	0	0	0	0	-
市部計	230.0	1,556	2,941	40	1.4
三芳町	8.5	38	107	1	0.9
毛呂山町	6.0	44	77	2	2.6
越生町	3.0	19	37	0	0.0
滑川町	4.5	19	55	2	3.6
嵐山町	3.5	19	45	0	0.0
小川町	5.0	40	64	0	0.0
ときがわ町	3.5	24	42	1	2.4
川島町	5.0	25	63	0	0.0
吉見町	1.5	14	21	0	0.0
鳩山町	1.5	13	20	1	5.0
横瀬町	2.0	17	26	2	7.7
皆野町	2.5	16	30	1	3.3
長瀬町	2.0	20	25	1	4.0
小鹿野町	2.5	16	35	0	0.0
東秩父村	0.5	4	5	0	0.0
その他の	0	0	0	0	-
町村部計	51.5	328	652	11	1.7
合計	281.5	1,884	3,593	51	1.4

(イ) 中型はかり

実施 区域	中 型 は か り																										合 計				
	検査 日数	検査 戸数	は か り																		銅 類										
			指示はかり		手動指示 併用はかり		その他の 指示はかり		手動天びん		等 比 皿 手動はかり		棒 は か り		そ の 他 の 手動はかり		電 気 式 は か り		小 計		分 銅	定 量 増 お も り		小 計							
			検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)	検査 個数	不 合格 数	同 左 率 (%)
秩 父 市	2.6	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	5	75	5	6.7	0	0	0	0	0	0	-	75	5	6.7	
飯 能 市	4.4	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	61	2	62	2	3.2	0	0	6	0	6	0	0.0	68	2	2.9
東 松 山 市	3.7	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	61	1	63	1	1.6	0	0	15	0	15	0	0.0	78	1	1.3
狭 山 市	8.7	44	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	161	11	179	11	6.1	0	0	36	0	36	0	0.0	215	11	5.1
蔵 市	1.1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	24	1	25	1	4.0	0	0	6	0	6	0	0.0	31	1	3.2
戸 田 市	6.9	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	114	4	118	5	4.2	0	0	22	0	22	0	0.0	140	5	3.6
入 間 市	8.5	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	177	9	180	9	5.0	0	0	20	0	20	0	0.0	200	9	4.5
朝 霞 市	4.0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	4	60	4	6.7	0	0	0	0	0	0	-	60	4	6.7
志 木 市	2.1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	2	43	2	4.7	0	0	0	0	0	0	-	43	2	4.7
和 光 市	2.1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	32	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	32	0	0.0
新 座 市	4.7	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	76	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	76	0	0.0
富 士 見 市	3.9	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	1	86	1	1.2	0	0	0	0	0	0	-	86	1	1.2
ふじみ野市	3.2	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	61	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	61	0	0.0
坂 戸 市	3.1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	4	44	4	9.1	0	0	0	0	0	0	-	44	4	9.1
鶴ヶ島市	2.0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	2	49	2	4.1	0	0	0	0	0	0	-	49	2	4.1
日 高 市	3.3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	3	95	3	3.2	0	0	0	0	0	0	-	95	3	3.2
市 部 計	64.3	434	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	1	1219	49	1,248	50	4.0	0	0	105	0	105	0	0.0	1,353	50	3.7
三 芳 町	0.7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	-	10	1	10.0
毛 呂 山 町	1.6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	1	30	1	3.3	0	0	0	0	0	0	-	30	1	3.3
越 生 町	1.0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	-	0	0	0	0	0	0	-	4	0	-
滑 川 町	1.8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	21	0	0.0
嵐 山 町	1.1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1	22	1	4.5	0	0	0	0	0	0	-	22	1	4.5
小 川 町	1.6	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	22	1	23	1	4.3	0	0	9	0	9	0	-	32	1	3.1
ときがわ町	1.2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	8	0	0.0	0	0	6	0	6	0	0.0	14	0	0.0
川 島 町	1.0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	8	0	0.0
吉 見 町	1.9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	43	0	44	0	0.0	0	0	5	0	5	0	0.0	49	0	0.0
鳩 山 町	0.5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	6	0	0.0
横 瀬 町	0.3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	8	0	0.0
皆 野 町	0.4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	13	0	0.0
長 瀬 町	0.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	-	0	0	0	0	0	0	-	1	0	-
小鹿野町	0.6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	10	0	0.0
東秩父村	0.6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	-	0	0	0	0	0	0	-	6	0	-
町 村 部 計	14.4	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	211	4	214	4	1.9	0	0	20	0	20	0	0.0	234	4	1.7
合 計	78.7	532	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1	1,430	53	1,462	54	3.7	0	0	125	0	125	0	0.0	1,587	54	3.4

(ウ) 大型はかり

実施区域	大 型 は か り (一 般)								合 計		
	検査 日数	検査 戸数	電 気 式 は か り		そ の 他 の 手 動 は か り		そ の 他 の 指 示 は か り		検査 個数	不 合 格 数	同 左 率 (%)
			検査 個数	不 合 格 数	検査 個数	不 合 格 数	検査 個数	不 合 格 数			
秩 父 市	3.0	5	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0
東 松 山 市	1.5	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0
狭 山 市	3.0	6	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0
蕨 市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
戸 田 市	5.5	10	12	0	0	0	0	0	12	0	0.0
入 間 市	3.0	5	4	0	1	0	0	0	5	0	0.0
朝 霞 市	2.5	6	7	1	0	0	0	0	7	1	14.3
志 木 市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
和 光 市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
新 座 市	2.0	3	3	2	0	0	0	0	3	2	66.7
富 士 見 市	1.0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
鶴ヶ島市	2.5	5	5	1	0	0	0	0	5	1	20.0
日 高 市	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
市 部 計	24.0	45	48	4	1	0	0	0	49	4	8.2
三 芳 町	2.5	4	6	0	0	0	0	0	6	0	0.0
越 生 町	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
嵐 山 町	1.0	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
鳩 山 町	0.5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0.0
町 村 部 計	4.0	6	9	0	0	0	0	0	9	0	0.0
合 計	28.0	51	57	4	1	0	0	0	58	4	6.9

(4) 定期検査の年度別推移
ア 県による検査

区 分		年 度			
		定 期 検 査 の 推 移			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検 査 手 数 料 (円)		2,826,350	2,844,170	1,587,580	1,659,040
検 査 戸 数		2,410	2,574	1,871	1,976
検 査 日 数		145	146	86	90
検 査 個 数		5,372	5,408	4,168	4,209
検査方法別 内 訳	集 合 検 査	4,342	4,238	3,822	3,527
	巡 回 検 査	420	635	328	509
	巡 回 検 査 電 気	610	535	18	173
機 種 別 内 訳	分 銅 ・ お も り	1,985	1,857	1,658	1,544
	指 示 は か り	2,386	2,662	2,164	2,356
	等 比 皿 手 動 は か り	15	10	7	9
	棒 は か り	10	17	9	12
	手 動 天 び ん	0	0	0	0
	その他の手動はかり	330	304	286	256
	電気式はかり	623	558	44	32
皮 革 面 積 計		0	0	0	0
不 合 格 数		31	23	15	8
不 合 格 率 (%)		0.6	0.4	0.4	0.2

※指示はかりには手動指示併用はかり・その他の指示はかり含む

イ 指定定期検査機関による検査

区 分		年 度			
		定 期 検 査 の 推 移			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検 査 手 数 料 (円)		11,109,990	10,232,320	12,422,470	11,658,750
検 査 戸 数		1,989	2,074	2,401	2,467
検 査 日 数		339.0	339.0	381.0	388.2
検 査 個 数		5,492	4,558	6,098	5,238
検査方法別 内 訳	電 気 式 は か り	3,092	3,457	3,080	3,593
	中 型 は か り	2,328	1,046	2,948	1,587
	大 型 は か り	72	55	70	58
機 種 別 内 訳	分 銅 ・ お も り	789	122	687	125
	指 示 は か り	45	11	39	12
	等 比 皿 手 動 は か り	1	0	1	0
	棒 は か り	0	0	0	0
	手 動 天 び ん	0	0	0	0
	その他の手動はかり	138	22	117	21
	電気式はかり	4,519	4,403	5,254	5,080
不 合 格 数		67	50	130	109
不 合 格 率 (%)		1.2	1.1	2.1	2.1

注1 定期検査対象地域

- ◎ 県内の特定市を除く市町村をA地区(西部地域)、B地区(東部地域)に分け、隔年に検査を実施している

○令和3年度

B地区 16市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡

○令和4年度

A地区 16市、入間郡、比企郡及び秩父郡

○令和5年度

B地区 16市、北足立郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡及び北葛飾郡

○令和6年度

A地区 16市、入間郡、比企郡及び秩父郡

- ◎ 特定市

さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市

注2 電気式はかり及び大型はかりは、平成14年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施している。

注3 中型はかりは、平成15年度から(一社)埼玉県計量協会を指定定期検査機関に指定し、検査業務を委託して実施している。

3 計量証明検査

計量証明に使用する特定計量器のうち、非自動はかりについては2年に1回、その他の特定計量器については3年に1回の検査が義務づけられている。（法第116条）

県内には、質量の計量証明事業が211事業所、濃度の計量証明事業が54事業所、特定濃度の計量証明事業が3事業所、音圧レベルの計量証明事業が26事業所、振動加速度レベルの計量証明事業が24事業所ある。

使用する特定計量器は、大型はかり（トラックスケール）、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計、騒音計等である。

令和6年度は、下記検査総括表の特定計量器について検査を実施した。

なお、大型はかり（トラックスケール）は、（一社）埼玉県計量協会を指定計量証明検査機関に指定し検査業務を委託して実施した。

また、騒音計及びガラス電極式水素イオン濃度指示計、振動レベル計については、平成9年度より代検査（JQA）で実施している。

○ 検査済証印

○ 計量証明検査を受けるべき期間

㊦ 2024. 4

添え数字は、実施年月を表す

特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間
1. 非自動はかり、分銅及びおもり	2 年
2. 騒音計	3 年
3. 振動レベル計	3 年
4. 濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮きひょうを除く）	3 年

（1）検査総括表

指定計量証明検査機関による検査

区分	計量器	検査 日数	検査 戸数	検査 個数	不 合 格 数	不 合 格 率 (%)	手数料（円）
質量の計量証明	大型はかり (トラックスケール)	11.5	20	21	1	4.8	957,800

(2) 検査集計表(指定計量証明検査機関による検査)

実施地区	検査日数	検査戸数	大 型 は か り						合 計		
			電気式		その他の手動はかり		その他の指示はかり		検査個数	不合格数	同左率 (%)
			検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数			
さいたま市	1.0	2	2	0					2	0	0.0
川 越 市	0.5	1	2	0					2	0	0.0
越 谷 市	1.0	2	2	0					2	0	0.0
川 口 市	1.5	2	2	0					2	0	0.0
所 沢 市	0.5	1	1	1					1	1	100.0
草 加 市	1.0	2	2	0					2	0	0.0
戸 田 市	1.0	2	2	0					2	0	0.0
坂 戸 市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
加 須 市	0.5	1	1	0					1	0	0.0
本 庄 市	1.0	1	1	0					1	0	0.0
八 潮 市	1.0	2	1	0	1	0			2	0	0.0
三 郷 市	1.0	1	1	0					1	0	0.0
市 部 計	10.5	18.0	18	1	1	0	0	0	19	1	5.3
三 芳 町	0.5	1	1	0					1	0	0.0
鳩 山 町	0.5	1	1	0					1	0	0.0
町 村 部 計	1.0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0.0
合 計	11.5	20	20	1	1	0	0	0	21	1	4.8

(3) 検査年度別推移

指定計量証明検査機関による検査

区 分 \ 年 度		計 量 証 明 検 査 の 推 移			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検 査 手 数 料 (円)		1,244,400	1,149,000	1,118,500	957,800
検 査 戸 数		26	23	22	20
検 査 日 数		14.5	13.5	12	11.5
検 査 個 数		28	24	25	21
種類別検査 個数内訳	大 型 は か り (トラックスケール)	28	24	25	21
不 合 格 数		2	2	1	1
不 合 格 率 (%)		8.3	8.3	4.0	4.8

4 計量士による代検査及び適正計量管理事業所における検査

計量士による代検査を受けたはかりは、県が実施する定期検査又は計量証明検査を免除される。（法第25条、第120条）

適正計量管理事業所は、使用する特定計量器について所属の計量士が検査を行っている。（法第19条第2項）

○ 代検査合格シール（例）



○ 代検査不適合シール（例）



シール上欄の'23'は実施年の末尾の数、
年月の欄に実施年月を記入

（1）代検査統括表

（１）代検直統指表

項 目			検査戸数	検査個数
定期検査に代わる 計量士による検査 (法第25条)	小 型	埼 玉 県 計 量 協 会 流 通 部 会 々 員	21	202
	はかり	一般店舗及び工業用	455	4,616
	大 型 はかり	一 般 事 業 所	209	244
	小 計		685	5,062
計量証明検査に代わる 計量士による検査 (法第120条)	大 型 はかり	計 量 証 明 事 業 所 (トラックスケール)	70	77
	環 境 計量器	騒 音 計	13	25
		ガラス電極式水素 イオン濃度指示計	15	24
		振 動 レ ベ ル 計	5	12
		大 気 濃 度 計	4	14
	小 計		107	152
合 計			792	5,214

（注） 分銅類は、検査個数に含む。

(2) 代検査集計表

ア 定期検査に代わる計量士による検査

実施区域	小型はかり（埼玉県計量協会流通部会、一般店舗、及び工業用）																				大型はかり（一般）								合計					
	検査戸数	指示はかり		手動指示併用はかり		その他の指示はかり		手動天びん		等比皿手動はかり		その他の手動はかり		電気式はかり		分銅		定増おもり		小計		検査戸数	電気式はかり		その他の手動はかり		その他の指示はかり						小計	
		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査戸数	検査個数	不適合数	同左率(%)
秩父市	16	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	58	0	0	0	24	0	127	0	13	13	0	0	0	0	0	13	0	29	140	0	0.0
飯能市	7	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	43	0	4	5	0	0	0	0	0	5	0	11	48	0	0.0
東松山市	27	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	267	3	0	0	0	0	287	3	11	11	0	0	0	0	0	11	0	38	298	3	1.0
狭山市	37	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	442	1	0	0	11	0	502	1	18	22	0	0	0	0	0	22	0	55	524	1	0.2
蕨市	14	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	1	0	0	0	0	81	2	0	0	0	0	0	0	0	0	14	81	2	2.5	
戸田市	33	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	307	4	11	0	45	0	396	4	9	12	0	0	0	0	0	12	0	42	408	4	1.0
入間市	32	55	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	120	0	5	0	11	0	194	0	14	15	0	0	0	0	0	15	0	46	209	0	0.0
朝霞市	20	50	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	1	5	0	0	0	207	1	5	6	0	0	0	0	0	6	0	25	213	1	0.5
志木市	9	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0	0	0	0	0	140	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	11	142	0	0.0
和光市	22	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	228	3	0	0	6	0	268	3	11	14	0	0	0	0	0	14	0	33	282	3	1.1
新座市	29	94	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	231	2	0	0	20	0	350	3	12	15	0	0	0	0	0	15	0	41	365	3	0.8
富士見市	18	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	105	1	0	0	0	0	130	1	1	3	0	0	0	0	0	3	0	19	133	1	0.8
坂戸市	20	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	128	1	0	0	0	0	178	1	2	3	0	0	0	0	0	3	0	22	181	1	0.6
鶴ヶ島市	13	46	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	3	0	0	0	0	215	3	3	3	0	0	0	0	0	3	0	16	218	3	1.4
日高市	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0	0	85	0	7	7	0	0	0	0	0	7	0	19	92	0	0.0
ふじみ野市	21	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164	0	0	0	0	0	202	0	4	6	0	0	0	0	0	6	0	25	208	0	0.0
その他	44	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	423	5	0	0	110	0	560	5	35	40	0	0	0	0	0	40	0	79	600	5	0.8
市部計	374	578	2	9	0	0	0	0	0	0	0	44	0	3,086	25	21	0	227	0	3,965	27	151	177	0	0	0	0	0	177	0	525	4,142	27	0.7
三芳町	25	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	214	2	0	0	18	0	264	2	5	6	0	0	0	0	0	6	0	30	270	2	0.7
毛呂山町	5	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	1	0	0	0	0	48	1	2	2	0	0	0	0	0	2	0	7	50	1	2.0
越生町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	0	0.0
滑川町	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	91	0	0	0	12	0	112	0	5	5	0	0	0	0	0	5	0	15	117	0	0.0
嵐山町	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	103	0	0	0	5	0	114	0	5	5	0	0	0	0	0	5	0	15	119	0	0.0
小川町	7	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	31	2	5	0	0	0	50	2	3	3	0	0	0	0	0	3	0	10	53	2	3.8
川島町	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	1	0	0	0	0	86	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	10	87	1	1.1
吉見町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	21	0	0	0	5	0	28	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0	6	31	0	0.0
鳩山町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	21	0	3	4	0	0	0	0	0	4	0	6	25	0	0.0
ときがわ町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	5	6	0	0.0
横瀬町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	6	0	4	6	0	0	0	0	0	6	0	5	12	0	0.0
皆野町	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	1	0	0	0	0	26	1	4	5	0	0	0	0	0	5	0	10	31	1	3.2
長瀬町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	4	8	0	0.0
小鹿野町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	6	0	11	0	5	5	0	1	0	0	0	6	0	7	17	0	0.0
東秩父村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	3	0	2	3	0	0.0
その他	13	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	43	0	0	0	6	0	70	0	12	14	0	0	0	0	0	14	0	25	84	0	0.0
町村部計	102	107	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	0	673	7	5	0	57	0	853	7	58	66	0	1	0	0	0	67	0	160	920	7	0.8
合計	476	685	2	10	0	0	0	0	0	0	0	54	0	3,759	32	26	0	284	0	4,818	34	209	243	0	1	0	0	0	244	0	685	5,062	34	0.7

イ 計量証明検査に代わる計量士による検査

実施地区	検査戸数	大 型 は か り						合 計		
		電気式		その他の手動ばかり		その他の指示ばかり		検査個数	不適合数	同左率(%)
		検査個数	不適合数	検査個数	不適合数	検査個数	不適合数			
さいたま市	7	7	0					7	0	0.0
川越市	4	4	0					4	0	0.0
越谷市	1	1	0					1	0	0.0
熊谷市	2	2	0					2	0	0.0
川口市	5	5	0					5	0	0.0
所沢市	6	6	0					6	0	0.0
草加市	2	2	0					2	0	0.0
秩父市	1	1	0					1	0	0.0
東松山市	3	3	0					3	0	0.0
狭山市	3	3	0					3	0	0.0
戸田市	6	6	0					6	0	0.0
入間市	2	2	0					2	0	0.0
朝霞市	5	6	0					6	0	0.0
新座市	2	2	0					2	0	0.0
ふじみ野市	1	1	0					1	0	0.0
加須市	1	1	0					1	0	0.0
羽生市	1	1	0					1	0	0.0
鴻巣市	1	1	0					1	0	0.0
桶川市	1	1	0					1	0	0.0
北本市	1	1	0					1	0	0.0
三郷市	3	3	0					3	0	0.0
幸手市	1	1	0					1	0	0.0
市部計	59	60	0	0	0	0	0	60	0	0.0
三芳町	2	2	0					2	0	0.0
滑川町	1	1	0					1	0	0.0
川島町	2	2	0					2	0	0.0
横瀬町	2	7	0					7	0	0.0
皆野町	2	2	0					2	0	0.0
上里町	1	1	0					1	0	0.0
寄居町	1	2	0					2	0	0.0
町村部計	11	17	0	0	0	0	0	17	0	0.0
合 計	70	77	0	0	0	0	0	77	0	0.0

(3) 適正計量管理事業所の検査集計表

項 目		検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 (%)
知 事 指 定	機 械 式	641	156	3	1.9
	電 気 式		1,931	14	0.7

(注) 分銅類は、検査個数に含む。

(4) 代検査及び適正計量管理事業所の検査の年度別推移

年 度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
項 目							
検査戸数内訳	定期検査に代わる検査		808	711	734	685	
	計 量 証 明 検 査 に 代 わ る 検 査		105	115	97	95	
	適 正 計 量 管 理 事 業 所 の 検 査		699	698	694	641	
	小 計		1, 612	1, 524	1, 525	1, 421	
種類別検査個数内訳	定期検査に代わる検査	電 気 式 は か り (小 型)		4, 966	3, 835	4, 919	3, 759
		電 気 式 以 外 の 小 型 は か り ※		1, 993	983	1, 662	1, 059
		大 型 は か り		238	262	245	244
		小 計		7, 197	5, 080	6, 826	5, 062
	計量証明検査に代わる検査	大 型 は か り		88	88	83	77
		環 境 計 量 器		99	101	57	75
		小 計		187	189	140	152
	適正計量管理事業所	機械式	215	173	154	156	
		電気式	1, 900	1, 995	1, 878	1, 931	
		小 計	2, 115	2, 168	2, 032	2, 087	
	合 計		9, 499	7, 437	8, 998	7, 301	
	不 適 合 数			73	54	80	17
	不 適 合 率 (%)			0. 8	0. 7	0. 9	0. 2

※分銅類を含む。

5 立入検査

立入検査は、計量法の施行に必要な限度において登録・届出等の事業者または取引・証明における計量をする者の事業所・営業所・店舗等に対して実施する。法で定められた事項の遵守状況を検査し、必要な場合には量目表記の抹消・改善指導・勧告等を行い、適正な計量の実施が確保されるよう計画的に実施した。

具体的には、商品を計量販売している事業者（スーパー・デパート等）、検定有効期間付き計量器を取引・証明に使用している事業者（燃料油・ガス販売店等）、計量法に基づいた登録・届出・指定事業者（計量証明事業者、製造・修理事業者等）などを対象に実施した。

(1) 商品量目立入検査（食品小売店舗）

スーパー・デパート等の食品販売事業者に対し、店舗等において詰込・計量され販売している商品の内容量や、計量器の取扱状況について検査した。

検査において、量目（内容量）が不足している商品があった場合、再計量や改善を指導するとともに、量目不足商品がゼロになるまで立入検査を繰り返し、正確計量の実施の確保に取り組んだ。

実施期間及び事業所の検査状況

	実 施 期 間 (延日数)	立 入 事 業 所 数	延 立 入 事 業 所 数	改 善 報 告 書 の 指 示	量目不足ゼロの事業所
前 期	—	—	—	—	—
後 期	10月8日 ～ 11月20日 (延11日)	20	21	1	20
合 計	(延11日)	20	21	1	20

商品の量目検査成績

	商品区分	検査件数	超過件数	正量件数	不足件数
前 期	面前計量商品	—	—	—	—
後 期	面前計量商品	475	6	466	3
合 計		475	6	466	3

取引用計量器の使用状況（初回検査のみで再立入は除く。）

	使 計 量 器	不 適 正 計 量 器	不適正内容内訳（重複あり）		
			定期検査 未 受 検	検定証印 等 な し	水平状態 不良ほか
前 期	—	—	—	—	—
後 期	105	0	0	0	6
合 計	105	0	0	0	6

(2) 質量計の立入検査

特定計量器(質量計)の不適切な使用を防止し、適正な計量の実施を確保するため立入検査を実施した。

検査日数及び事業所の検査状況

	検査日数	立 入 事 業 所	不 適 正 事 業 所	使 用 計 量 器	不 適 正 計 量 器	検 査 実 施	不 使 用 計 量 器
検定証印等及び使用実態不明事業所	0	0	0	0	0	0	0
大型はかりの定期検査及び代検査未実施事業所	5	11	4	10	4	0	0
合 計	5	11	4	10	4	0	0

(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査

取引や証明に用いられている検定有効期間付き特定計量器の使用者（供給事業者等）を対象に計量器の管理状況や計量器の確認検査等を行った。

実施期間及び事業所の検査結果

	実施期間(日数)	立 入 事 業 所	不 適 正 事 業 所	検 査 計 量 器	不 適 正 計 量 器	不 適 正 率(%)
燃料油メーター	10月3日～ 2月17日(16日)	62	13	516	40	7.75
ガ ス メーター	4月23日～ 6月6日(12日)	20	0	29,737	6	0.02
水道メーター	1月22日～ 2月13日(7日)	7	0	249,414	0	0.00
合 計	35日	89	13	279,667	46	0.02

(4) ガスメーター書類帳簿検査

化学保安課と合同によるガスメーター書類帳簿検査

実施期間及び事業所の検査結果

	実施期間(日数)	帳簿検査 事業所	不 適 正 事 業 所	検 査 計 量 器	不 適 正 計 量 器	不 適 正 率(%)
ガ ス メ ー タ ー	7月12日～9月24日 (7日)	78	0	54,313	0	0.00

(5) 登録事業者等の立入検査

計量関係事業者に対して、遵守事項が適正に実施されているかを検査した。

実施期間及び事業所の検査結果

計量関係事業者		検査期間(日数)	立 入 事業所	不適正 事業所	備考
計量証明事業者	質量	6月10日～ 7月17日(13日)	22	0	質量、濃度、音圧レベル、 振動加速度レベル
	環境	5月29日～ 2月18日(10日)	10	1	
届 出 事 業 者	製造	8月22日～ 9月5日(6日)	3	0	タクシーメーター、質量計
	修理		7	1	
適正計量管理事業者		1月24日～ 2月21日(3日)	3	0	流通業
指 定 製 造 事 業 者		10月18日～ 12月8日(3日)	3	0	質量計、血圧計
合 計		35 日	48	2	

6 登録及び届出

(1) 計量士の登録

計量器の検査及び計量管理を適正に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として、経済産業大臣（法第122条）が登録するものであり、計量士の登録申請に当たり必要な実務経験の内容等について調査を実施した。

○調査件数

区分	調査人数	調査日数
一般計量士	5名	3日間
環境計量士	3名	3日間

○処理件数

区 分	新規登録	登録証 の訂正	登録証の 再 交 付	計	登録者 累計数	備 考
一般計量士	6	0	0	6	383	本県を経由し登録 申請等を行った者
環境計量士	10	1	1	12	1072	
計	16	1	1	18	1,455	

(2) 計量関係事業者の登録及び届出

ア 特定計量器の製造を行おうとする者は経済産業大臣（法第 40 条）、修理・販売の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 46 条、法第 51 条）に届け出なければならない。

イ 計量証明の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 107 条）の登録を受けなければならない。

ウ 指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、経済産業大臣に申請書を提出しなければならない。

エ 登録、届出及び指定を受けている者は、変更事項が生じた場合は届け出なければならない。

○調査件数

区 分		新 規 (件数)	変更・訂正 (件数)	連絡書 (件数)	調査 事業所数	備 考
製 造 事 業		0	0	0	0	事業所移転、登録及び設備等の変更等について、現地調査及び指導を実施した。 5 日間、5 事業所
修 理 事 業		0	0		0	
計量証明事業	質 量	3	1		4	
	環 境	1	0		1	
合 計		4	1	0	5	

○処理件数

区 分		届出	新規 登録	指定	登録証		変更	連絡書	謄本		廃止	計
					訂正	再交付			交付	閲覧		
特定計量器	製造事業	0(0)					33(0)	7(0)			1	41(0)
	修理事業	0(0)					11(0)				1	12(0)
	販売事業	9					23				0	32
	譲渡等制限輸出届	11										11
計量証明事業			4(4)		5(1)	0	130		51	0	5	195(5)
指定製造事業者				0			5				0	5
計		20(0)	4(4)	0	5(1)	0	202(0)	7(0)	51	0	7	296(5)

※1 ()は調査を実施した事業所数。複数区分事業所があるため合計が必ずしも一致しない。

※2 謄本の交付は「交付部数」、閲覧は「閲覧件数」である

(3) 質量標準管理マニュアルの届出

実用基準分銅を検査等に使用する者は、実用基準分銅の管理、校正の方法等を記載したマニュアルを作成し、届け出なければならない。（車両等の校正を含む。）

届出者	届 出	変更届	計
計 量 士	7	4	11
製 造 ・ 修 理 事 業 者	0	5	5
適正計量管理事業所	0	2	2
指 定 検 査 機 関	0	0	0
計	7	11	18

7 適正計量管理事業所の指定等

計量器を使用している工場、事業所、デパート等で、計量管理を職務とする計量士を置き、適正な計量管理を実施している者を適正計量管理事業所として指定した。

指定に当たっては、申請事業所等における計量管理の方法（計量器の検査等）が基準に適合しているかどうか検査を行った。

	新規	検査	変更	廃止	計
処理件数	0	0	20	1	21

8 計量相談等

県民及び他県等からの計量に関する相談及び依頼調査に対応するため、必要に応じて相談等に基づく立入検査を実施した。

区 分	相談件数	相談等に基づく立入検査			不適正	
		調査日数	調査戸数	検査個数	戸数	個数
商 品 量 目 等	9	0	0	0	0	0
特定計量器全般	2	0	0	0	0	0
水道メーター （依頼検査）	4	4	4	4	1	1
計 量 証 明 ・ そ の 他	0	0	0		0	
計	15	4	4	4	1	1

※水道メーター（依頼検査）について、表中の立入検査を依頼検査、調査日数を検査日数、調査戸数を検査戸数とする。

9 計量思想の普及・啓発事業

計量思想の普及と適正な計量の確保を図るため、国・県の関係機関、市町村及び関係団体と協力して次の事業を行った。

(1) イベント等の開催

名 称	開 催 期 日	内 容
親 子 計 量 教 室	①パルシステム埼玉ぱる★てらす 8月8日(木) ②コープ春日部店 8月21日(水)	・ビデオ上映 ・はかりの工作 ・内容量の検査 ・各種はかりの操作体験 (参加者数 計 15組 32名)
県民計量のひろば	11月1日(金)	・パネル、計量器の展示 (入場者数 約 600名)

(2) 計量強調月間

名 称	期 間	内 容
計 量 強 調 月 間 ポスターの配布	10月上～中旬	・県内55市町村にポスターの配布
懸垂幕の掲示	11月	・計量検定所庁舎に掲示 「計量で創る未来と豊かな暮らし」

10 会議・講習会等

(1) 定期検査に係る事前調査説明会

定期検査対象市町村の担当者と事前調査等についてリモートにて打ち合わせを行った。

期日：令和6年4月17日（水） 出席者：A地区（5市3町1村）

期日：令和6年5月14日（火） 出席者：A地区（8市4町）

期日：令和7年2月26日（水） 出席者：B地区（7市5町）

(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会

・代表者会議

県及び特定市の代表者が令和6年度事業計画の協議及び提案議題の審議を行った。

○期 日 令和6年4月24日（水）

○場 所 計量検定所

○出席者 さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、上尾市、入間市、久喜市、一般社団法人埼玉県計量協会（オブザーバー）

・専門部会

県及び特定市の担当者が提案議題等の審議を行った。

○期 日 令和7年1月10日（金）

○場 所 川越市民サービスステーション

○当番市 川越市

(3) 主任計量者試験

名 称	回数	合格者数	対 象 者
主任計量者試験	2回	52人	質量の計量証明事業者の主任計量者 になろうとするもの

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況

(1) 基準器

種 類		形 式・能 力	器物番号	個数	有効期間
長さ	基 準 卷 尺	全長 2m (目量: 1 mm)	1457 1458	2	5 年
	タクシメーター 装置検査用基準器	円周: 1m	略	3	4 年
		円周: 0.5m		1	4 年
質 量	基準台手動はかり	ひょう量 50 kg (目量: 20 g)	76	1	3 年
	特 級 基 準 分 銅	20 kg～1 mg	1	31	3 年
		20 kg～1 mg	2	32	3 年
		5 kg～10 g	11	11	3 年
		20 kg～1 mg	1	33	5 年
	一 級 基 準 分 銅	20 kg～1 mg	3	31	5 年
圧力	基準液柱型圧力計	0～400 mm Hg (目量: 1 mm Hg)	5455	1	4 年
温 度	基準ガラス製温度計	0℃, 34～43℃ (目量: 0.05℃)	8220	1	5 年
		0℃, 32～42℃ (目量: 0.05℃)	3644	1	5 年
		0℃, 32～42℃ (目量: 0.05℃)	6211	1	5 年
		0℃, 31～37℃ (目量: 0.05℃)	2117	1	5 年
		0℃, 31～37℃ (目量: 0.05℃)	2118	1	5 年
		-2℃～52℃ (目量: 0.1℃)	9676	1	5 年
体 積	基準燃料油メーター	口径 50 mm	M40889	1	2 年
	液体メーター用基準 タンク	水道メーター用 500L	84-1	1	8 年
		水道メーター用 50L	84-2	1	8 年
		燃料油メーター用 50L	86-1	1	5 年
		燃料油メーター用 20.8L	555	1	5 年
		燃料油メーター用 10.4L	1063 1064	2	5 年
		燃料油メーター用 5.1L	6052 1058	2	5 年
	液体タンク用基準タンク	50L (オーバーフロー式)	86-2	1	5 年
	基 準 フ ラ ス コ	100 mL	10-3 10-4	2	10 年
		200 mL	10-5 10-6	2	10 年
		500 mL	10-7 10-8	2	10 年
		5L	80 94-2 81	3	10 年
		10L	80-1 94-1	2	10 年

種 類		形 式・能 力	器物番号	個数	有効期間
面積	基 準 面 積 板	0.700m ² （円形）	A216	1	3年
密度	液化石油ガス用基準 浮ひょう型密度計	0.470～0.570 g/cm ³ 目量：0.001 g/cm ³	0409	1	3年
		0.500～0.650 g/cm ³ 目量：0.002 g/cm ³	2102	1	3年

(2) 主な検定検査用具等

名 称	形 式・能 力	数量	備 考
電 気 式 質 量 比 較 器	ひょう量：2100 kg 目量：1 g	1 台	検定室
	ひょう量：64.1 kg 目量：5 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：5100 g 目量：1 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：6.1 g 目量：1 μg	1 台	質量標準室
	ひょう量：220 g 目量：0.01 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：32.1 kg 目量：100 mg	2 台	検定室
1 級 実 用 基 準 分 銅	20 kg～5 mg	略	
2 級 実 用 基 準 分 銅	1000 kg～20 mg	略	
3 級 実 用 基 準 分 銅	1000 kg～10 mg	略	
体温計検定装置	恒温槽	2 台	体温計室
ボックス型遠心機	体温計用	1 台	体温計室
血圧計用検査器	10 個口	1 台	
走行クレーン	1.5 t 吊り	1 台	検定室
サスペンションシリンダー	大型分銅懸垂用	2 台	検定室
軽・ライトバン・ワンボックス	立入検査用	2 台	
	燃料油メーター検定用	3 台	
検査車	巡回検査用（3 t 以下）	1 台	ユニック車
	集合検査用（250 kg 以下）	1 台	検査車
握力計 背筋力計	計量思想普及用	3 個 1 個	量目検査室

2 製造・修理事業届出状況

令和7年3月末現在

事 業 の 区 分			製造事業 届出数	修理事業 届出数
タクシーメーター(製造 2社)(修理 4社)		タクシーメーター	2	6
質 量 計 (製造17社) (修理29社)	第 1 類	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの	15	12
	第 2 類	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のもの	12	5
	分銅等	分銅、おもり	9	0
	自重計	自重計	1	17
温 度 計 (製造 3社) (修理 1社)	ガラス製温度計	ガラス製温度計（体温計を除く）	1	0
	抵抗体温計	抵抗体温計	2	1
体 積 計 (製造 7社) (修理 5社)	水道メーター第 1 類	標準流量が5m ³ ／h以下	1	0
	水道メーター第 2 類	標準流量が5m ³ ／hを超えるもの	1	0
	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター	6	4
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	6	4
	大型車載燃料油メーター	大型車載燃料油メーター	4	0
	定置燃料油メーター等	上記燃料油メーター以外のもの	6	0
	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター	3	1
アネロイド 型 圧 力 計 (製造11社) (修理 7社)	圧力計第 1 類	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く)	4	1
	圧力計第 2 類	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式以外のもの(アネロイド型血圧計を除く)	5	3
	血圧計第 1 類	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの	5	4
	血圧計第 2 類	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式以外のもの	3	0
濃 度 計 (製造 6社) (修理 2社)	濃度計第 1 類	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び指示計を除く）	2	2
	濃度計第 2 類	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	5	2
	濃度計第 3 類	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	5	2
自 動 は か り (製造31社) (修理 8社)	ホッパースケール		20	4
	充填用自動はかり		17	4
	コンベヤスケール		14	4
	自動補足式はかり		10	7
	その他の自動はかり		10	6
合 計			169	89

※ 製造事業届出は、従たる事業所(主たる事業所は県外)を含む。

※ 複数の事業所及び事業区分を含むため、事業届出数の合計と事業者数(社数)は必ずしも一致しない。

3 特定市の状況

(1) 計量事務の権限委譲状況

区 分			市 名	移行時期	摘 要	
特 定 市	政 令 市	地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市	さいたま市	平成 15 年 4 月		
	中 核 市	地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市	川 越 市	平成 15 年 4 月		
			越 谷 市	平成 27 年 4 月		
			川 口 市	平成 30 年 4 月	昭和 28 年特定市の指定	
	施 行 時 特 例 市	地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市の廃止 (H27 年度 4 月 1 日施行)に伴い、経過措置として施行時特例市に指定	熊 谷 市	平成 21 年 4 月		
			所 沢 市	平成 14 年 4 月		
			春 日 部 市	平成 20 年 4 月		
			草 加 市	平成 16 年 4 月		
	埼玉県の特例条例（「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」第 2 条別表 80 項）に基づき、県から市町村に計量事務の一部が権限移譲			上 尾 市	平成 13 年 4 月	
				入 間 市	平成 22 年 4 月	
久 喜 市				平成 23 年 4 月		

令和 7 年 3 月末現在

注) 特例条例により市町村が処理する事務

○特定商品を販売する者の監督

- 1) 特定商品の販売事業者に対する勧告、公表、命令
- 2) 特定商品の販売事業者に対する立入検査等

○計量法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 147 条第 1 項、第 148 条第 1 項、第 150 条第 1 項、第 2 項

(2) 特定市の定期検査の実施対象地域

特定市の管内を 2 分割し、隔年毎に定期検査を実施している。

	さいたま市	川越市	越谷市	川口市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市
奇 数 年	A 地区 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区	A 地区 本庁管内	東地区	中央・南 平・並木 地区	A 地区	B 地区 西部	A 地区	北地区
偶 数 年	B 地区 中央区、桜区、浦和 区、南区、緑区	B 地区 出張所管 内	西地区	横曽根・青 木・支所地 区	B 地区	A 地区 東部	B 地区	南地区

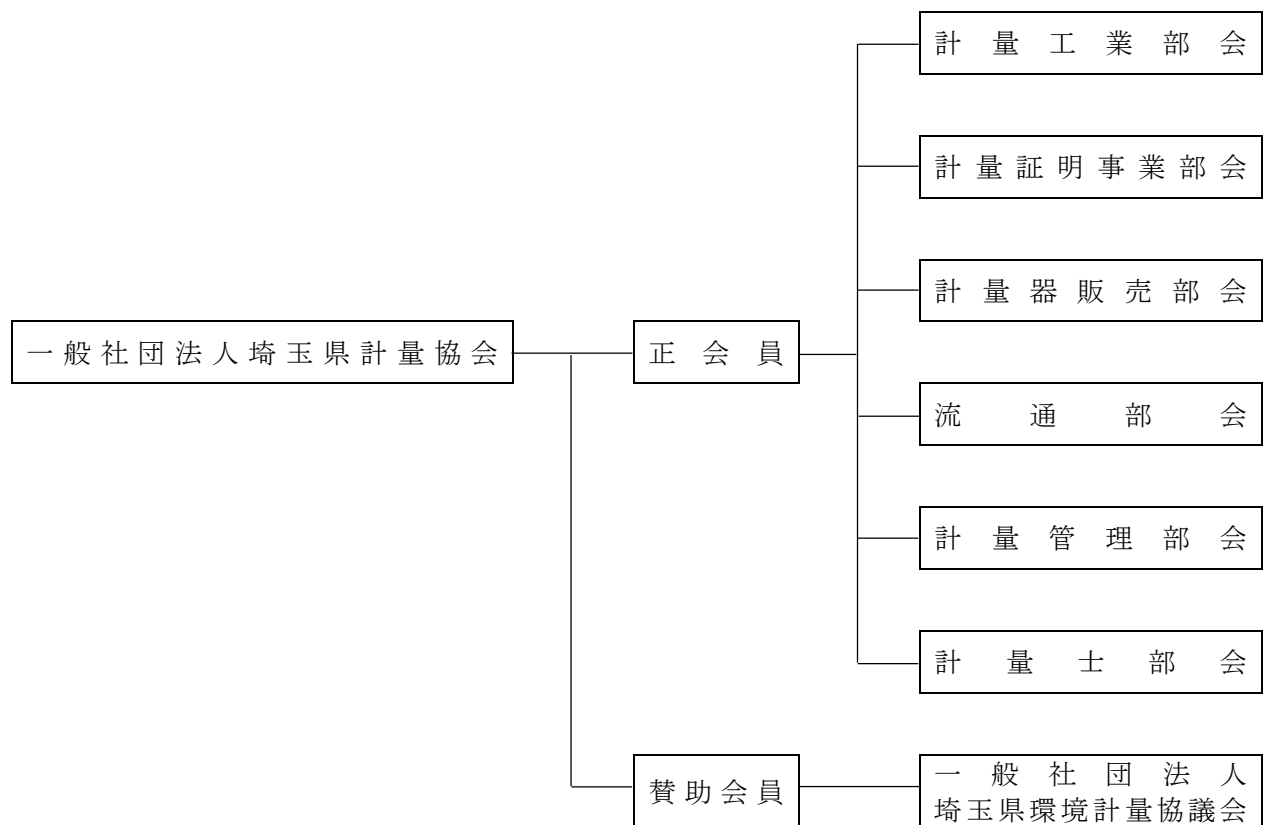
4 計量団体

令和7年3月末現在

一般社団法人 埼玉県計量協会

- (1) 設立年月日 昭和27年7月1日
- (2) 目 的 県民の正しい計量観念の樹立及び計量思想の普及を図るとともに、計量界全体の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援することにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与する。
- (3) 構 成 県内の計量関係事業者
- (4) 会 員 数 262名

一般社団法人 埼玉県計量協会 組織図

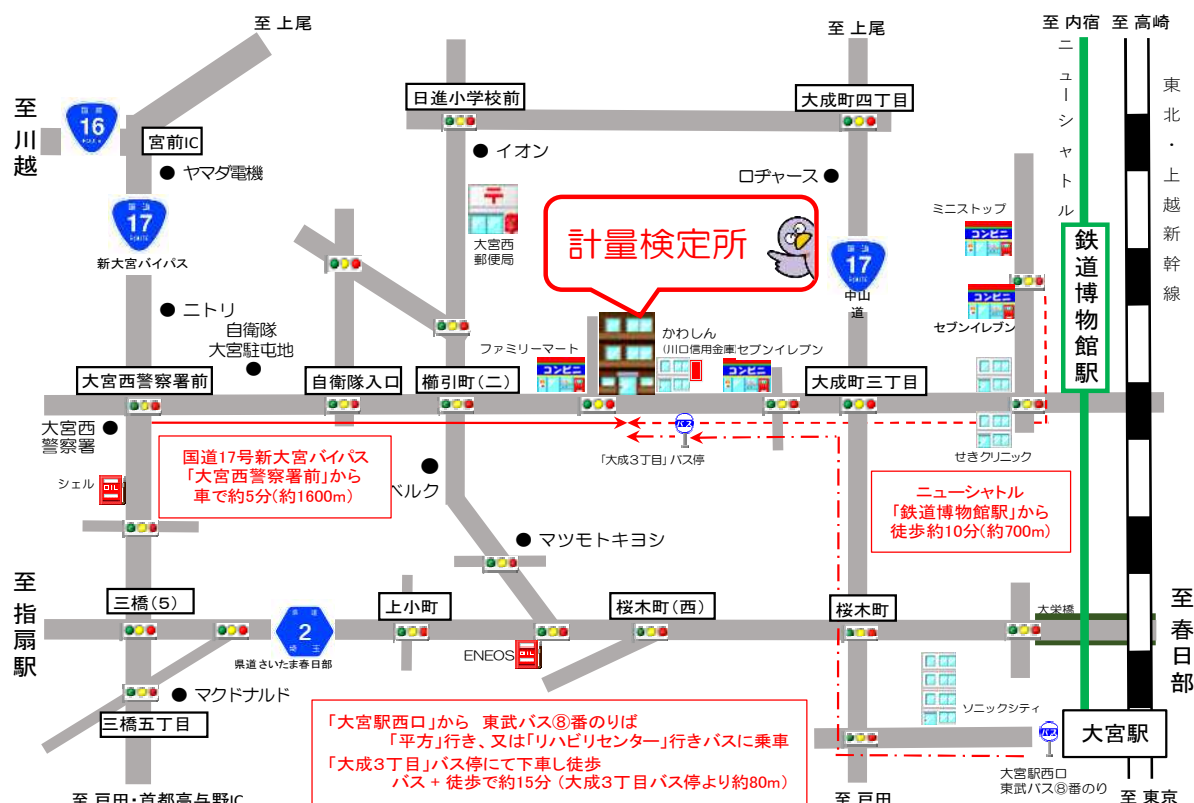


※ 平成14年度に県から指定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を受け、以後毎年度受託検査を実施している。

平成15年度以降は、順次特定市からも指定期検査機関の指定を受け、20年度は6市の検査を受託した。

平成21年4月1日から8市の検査を受託した。

平成25年4月1日から一般社団法人埼玉県計量協会となる。



埼玉県計量検定所

所在地 : さいたま市北区榑引町2-254-1
 電話 : 048-652-2171
 最寄駅 : 埼玉新都市交通ニューシャトル「鉄道博物館駅」
 お願い : 駐車場の台数が少ないので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。



埼玉県の愛称

さいくに
「彩の国」

この愛称は、四季折々のいりどり豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術など様々な分野で発展する埼玉県を表しています。

令和7年9月発行

計量業務実績概要（令和6年度事業）

発行 埼玉県計量検定所

〒331-0825

埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目254番地1

電話 048 (652) 2171 (代表)

FAX 048 (660) 1901

E-mail m522171@pref.saitama.lg.jp (代表)